



Earth Negotiations Bulletin  
Cancun Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500  
Fax:+81-3-3663-2301

Vol.12 No. 491

2010年12月3日(金)

## カンクン会議ハイライト 2010年12月2日 木曜日

木曜日中、COP/MOP、SBI、SBSTA、AWG-LCA、AWG-KPでは、コンタクトグループ会合および非公式協議が多数開催された。

### コンタクトグループおよび非公式協議

**適応基金 (COP/MOP) :** 午前中、COP/MOP コンタクトグループで、締約国は適応基金理事会(AFB)報告書に関する決定書草案について審議した。

世界銀行提供サービスの契約条件改定に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、COP/MOP 7において基金のレビューを行うというスケジュールに懸念を表明し、さらに暫定的受託者としての世界銀行の権限をCOP/MOP 9まで延長するとのAFBの提案にも懸念を表明した。同代表は、これは基金のレビューに予断を加える可能性があるとして述べた。

AFB 議長の Khan は、2011年のレビューの後、世界銀行の業務を終わらせるとの決定がなされても、新しい受託者の選択には一定の時間がかかると説明した。同議長は、継続性の観点からすると、基金の運用を推進するには、世界銀行の権限を2014年3月まで延長する必要があると指摘した。また同議長は、延長提案が基金のレビューに影響を与えることはないとして指摘した。

G-77/中国は、世界銀行の実績レビューについて質問し、レビューを行った各組織から情報の提供を求められるのかどうかについても質問した。世界銀行は、内部監査報告書を配布できると応じた。

バハマはAOSISの立場で発言し、直接アクセスする能力を向上させるためワークショップ開催を提案し、これに対しAFB 議長の Khan は、基金のマandatはキャパシティビルディングよりも国内の適応プロジェクトに資金を提供することであると説明した。他方、同議長は、キャパシティビルディングを推進することは可能であり、資金の認証およびアクセスに関するツールキットが開発されていると指摘した。

**政府間会合のアレンジ(SBI) :** コンタクトグループ会合で締約国は、オブザーバー組織の参加推進に関する決定書草案をパラグラフごとに検討した。議論の中心となった問題には次のものが含まれた：NGOのメンバーの分類；UNFCCCプロセスへの各国議会および立法府の参加；諮問パネルの創設およびパネルの手法、目的、機能に関する問題。改定文書が作成された。

**附属書 I 国別報告書(SBI) :** 午前中のコンタクトグループで、参加者は次の文書に関し議論した：SBI 結論書草案の提案；COP 決定書草案；附属書 I 国別報告書に関するCOP/MOP 決定書草案。

1990-2007年および1990-2008年における附属書 I 締約国の温室効果ガス(GHG)インベントリデータの報告書に関し、参加者は2つのオプションで議論した：両方の報告書に留意する；報告書に留意するとともに、1990-2008年の附属書 I 締約国全体のGHG排出量にも留意する。中国は、第2のオプションを支持し、ブラジルと共に、多少の改定案を提案した。米国も第2のオプションを支持したが、文章は現状のままとすべきだと強調した。ボリビアは、SBIは報告書に留意するだけでなく、附属書 I 締約国のGHG排出量増加にも注目すべきだと述べた。

第6回国別報告書に関し、参加者は第6回国別報告書の提出期限を2014年1月1日までとするとの提案について議論し、多数の締約国がこれを支持した。ボリビアは、2012年までの提出を提案した。ブラジルは、報告書の期限内の提出を求める文章を支持した。ブラジルと中国は、第7回国別報告書は2014年から「遅くとも4年以内」に提出すべきとするよう提案し、米国もこれに同意した。

附属書I締約国の報告頻度に関し、ボリビアは2年ごとの提出を提案した。ブラジルは、この議題項目はSBI 34でさらに議論すべきだと述べた。これらの問題に関する議論は今後も続けられ、改定文書が作成されることになる。

**緩和（緩和行動の費用効果を高め、推進するための多様な手法）（AWG-LCA）**：午前中のAWG-LCA草案作成グループの会議では、天津から送られてきた新しい文書に基づき議論を進めるかどうか議論の中心となった。多数の先進締約国が、新しい文書の利用を支持したが、多数の途上国は天津での文書の利用を希望した。締約国は、天津文書をスリム化する権限を進行役に委ねることで合意した、ただし文書にどの要素を含めるべきかに関する議論を踏まえること、政治的決定のため閣僚レベルの会議に送る前に、このグループに再度文書を戻すとの理解を条件とした。

締約国数カ国は、この文書に含まれるべき基本要素を強調した、特に次の点を強調した：新しい市場メカニズムおよび非市場メカニズムその他の手法に関する作業計画または作業プログラムを作成するマנדート；市場メカニズムの議論は京都議定書の第2約束期間が批准される前に開始してはならないこと；締約国は緩和約束達成のため市場メカニズムを使用することができるとの認識；メカニズムへの自主参加；環境上の十全性の保護。

**第III章（柔軟性メカニズム）（AWG-KP）**：午前中、柔軟性メカニズムに関するAWG-KP スピンオフグループ会合で、締約国は、議長提案の決定書草案の文章を問題ごと議論することで合意した。

CDMの下での炭素回収貯留（CCS）に関し、多数の締約国が、文章中のオプションは「白黒がはっきりしすぎる」と懸念を表明し、恒久性などの特定の問題が解決されることを条件に、第2約束期間およびその後の約束期間ではCCSをCDMに適格なものと認めるとする第3のオプションを提案した。締約国は、この問題はCDMの下でのCCSに関するSBSTAの議題項目で行われている作業ともリンクすると指摘した。多数の締約国が、この問題を解決するための作業プログラム設置を支持したが、どの組織で議論すべきかでも議論した。締約国は、議長が進行役を務める非公式協議でCDMの下でのCCSに関する議論を続けることで合意した。

また締約国は、次の問題など多様な問題で進展が可能かどうか議論した：CDMの下での原子力発電；標準化ベースラインの利用；共通便益；特定のホスト国におけるプロジェクト活動からの認証排出削減量（CERs）の利用；割引係数；収入の一部徴収；排出量取引；補足性。

締約国は、ポスト2012年の京都メカニズムの継続性に関し、パプアニューギニアがCOP/MOPプレナリーで提案した決定書案についても議論した。決定書草案の議論が続けられる。

**CDMの下での標準化ベースライン(SBSTA)**：午後、CDMの下での標準化ベースラインに関する非公式協議で、締約国は文書に関し合意することができなかった。共同進行役が締約国と協議し、新しい文書を作成し、土曜日の非公式協議での審議にかける。

**CDM(COP/MOP)** : 共同議長の Calvo Buendía は、共同議長が COP/MOP プレナリーでの締約国の意見表明および CDM 理事会報告書に基づき作成した問題点リストを提出した。同共同議長は、締約国に対し、このリストを検討し、必要な場合は追加項目を提案するよう求めた。

締約国は、検討すべき追加項目を提案した、この中には次のものが含まれた：枯渇森林； CDM プロジェクトの少ない国の優先度； CDM の下での特定技術を保持する資金および制度メカニズム； 新しい手法論およびガイドラインの扱い方； 指定国家当局の役割強化および指定運用機関の実績； CERs 発生のタイミング； CDM の下での全市対象プログラムを含める； 追加性評価のための他の手法。サウジアラビアは、ヨルダンの支持を受け、CDM の下に CCS を含めるかどうかの検討もこのリストに加えるべきだと述べた。共同議長の Buendía は、この問題に関し非公式協議が行われていると指摘し、この問題に葉をはさみ、非公式協議の結果を待つよう提案した。

その後、締約国は、リストの第 1 項、CDM 継続を約束するシグナルを送ることに関する議論を開始した。共同議長の Buendía は、CDM の継続については、全体的な支持があると指摘し、この言及に異論があるかどうかを問うた。ブラジルは、中国の支持を受け、CDM は京都議定書が継続されない限り継続できないと強調し、CDM 継続のシグナルを出すには、京都議定書第 2 約束期間の設置が求められると述べた。共同議長の Buendía は、京都議定書継続の問題はこのコンタクトグループのマネートを超えるものであると指摘し、このグループのマネートは CDM のガバナンスに関し CDM 理事会に与える指針を検討することだと指摘した。

パプアニューギニアは、同国が提案している京都議定書継続支持の COP/MOP 決定書に注目するよう求めた。日本、サウジアラビア、その他も、このコンタクトグループにおいて京都議定書継続問題を議論することに反対した。共同議長の Buendía は、CDM の継続に反対した締約国はなかったと指摘し、このパラグラフを削除し、CDM の継続約束を暗示することを提案した。パプアニューギニアは、この言及の削除に反対したが、当面は括弧書きにできると述べた。ボリビアはこの問題に戻る権利を保留した。

その後、締約国は、CDM の活動計画の改善および関係する規定について議論した。グレナダは、活動プログラムの改善を支持し、議論すべき問題が保留されていると強調し、これには、各同プログラムに極小規模の基準を適用する方法、特にこれらの基準をプログラム全体に適用するのか、それとも CDM プログラム活動ごとに適用するのかといった問題を含める。

共同議長は、このリストおよび締約国の提案や議論に基づき、次のコンタクトグループ会議に先立ち文書草案を作成すると述べた。

**共同実施 (COP/MOP)** : 木曜日午後のコンタクトグループ第 1 回会合で、共同議長の Hojesky は、このグループで議論すべき 6 つの問題について説明した：資金の状況；ポスト 2012 年での共同実施(JI)の継続施；議定書の附属書 B 締約国に加わる過程にある諸国の参加；JI の将来および 2 つの JI トラック合流の可能性；JI ガイドラインのレビューと改定； JI 監督委員会(JISC)への追加ガイダンス。

共同議長の Hojesky は、その後、6 つの問題の各項に関するプレゼンテーションを行い、JISC の資金状況が予見不可能であると強調し、トラック 1 プロジェクトの登録料を可能な資金オプションと指摘した。また同共同議長は、京都議定書には最終日は規定されていないが、ポスト 2012 年には不確実性があると説明した。共同議長の Hojesky は、第 1 約束期間と第 2 約束期間でのギャップの可能性に関する提案について説明し、

この提案によると、空白期間には第 1 約束期間の割当量単位(AAUs)を用い、既存の JI プロジェクトで発生する排出削減量を排出削減単位 (ERUs) に転換できると述べた。

登録料の提案に関し、EU は、JISC の資金面の持続可能性を確保する方法について議論する意思があるとし、JISC のニーズに関しては透明性が必要だと強調した。ウクライナは、提案されている登録料レベルについて協議する必要があると指摘した。日本は、他の方法に焦点を当てることを希望し、提案されている登録料は JI の活動に水を差す可能性があるとして述べた。

ポスト 2012 年の JI に関し、ウクライナは、可能性ある空白期間中のクレジット発行という提案については、さらなる説明が必要だと指摘した。EU は、議定書の環境十全性を確保する必要があると指摘し、より広範な形でこの問題を検討する必要があると指摘した。共同実施工動グループは、ギャップ期間での JI の継続を支持し、それにより次のことが起きると述べた； 必要な長期的展望をする第 1 歩になる； 目標が弱体化しない、または将来の約束期間からの借り入れが関わる； マラケシュアコードを変更する必要がない。

その後、締約国は、議定書の附属書 B 締約国になる過程にある国、たとえばベラルーシなどでのプロジェクトからもクレジットを発行できるかどうか議論した。ベラルーシは、同国はトラック 2 の手順を用いて数件の JI プロジェクトを実施する用意があると強調し、附属書 B の立場を得るのを待つだけだと指摘した。EU は、この問題に関する決定書を今議論することはできないと述べた。

また締約国は、新しい JI 運用モデルに関する 2 つのオプションについても議論した、これらのオプションは、一つには新しい単一の JI トラックを設立するものであり、もうひとつは、2 つの異なるトラックを保持し、強化するというものである。EU は、1 つのオプションのみを選択する必要があるのかと問うた。事務局は、この議論は、一つのオプションの選択ではなく、今後の議論に向け問題に印をつけておくことだと説明した。EU は、JI 運用モデルに関する議論はどれも、ポスト 2012 年の気候変動枠組みの設計に予断を与えるものであってはならないと強調した。

JI ガイドラインのレビューに関し、EU は、そのようなレビューを支持したが、この点での行動がポスト 2012 年での AAUs に関する決定を先取ることがあってはならないと強調した。共同議長は、決定書草案を作成し、次回の会合に提出して締約国の審議にかける。

**遵守 (COP/MOP) :** COP/MOP コンタクトグループの第 1 回会合で、共同議長の Danvivathana は、同グループのマンデートが 2 つの議題項目にわたっていると説明した： 遵守委員会の年次報告書； 同委員会執行部の決定に対するクロアチアの上訴である。

同委員会の年次報告書および同委員会メンバーの法的立場に関する COP/MOP への要請に関し、オーストラリア、カナダ、EU は、特権と免責の問題は、SBI で議論するのが最善であるとし、この点を COP/MOP 決定書に持ち込むよう提案した。

執行部の決定に対するクロアチアの上訴がもたらす全般的な問題に関し、共同議長の Tarasofsky は、これは遵守委員会の決定に対する締約国から COP/MOP への上訴として最初のものであると指摘した。同共同議長は、このため、そのような上訴をどう取り上げるべきか、原則論の議論が必要であると指摘し、これには、適正な手続きと解決策に関する締約国の見解も含まれると述べた。

クロアチアの上訴の内容に関し、クロアチアは、遵守委員会がこの問題を COP/MOP に提起したのでであると説明し、これは執行部のマンデートでは全ての側面をカバーしていないためであると述べた。同代表は、

決定書 7/CP.12 (クロアチアの基準年の排出量レベル) がクロアチアの京都目標全てに適用されるというのが同国の理解であると強調した。同代表は、執行部の考えは異なるが、執行部自体、そのマンデートにより制約を受けていると指摘した。クロアチアは、執行部を通してではなく COP/MOP の決定でこの問題の審議を行うことを希望し、決定書 7/CP.12 はクロアチアの京都目標に全面的に適用されると指摘した。

EU は、クロアチアの上訴する権利を認め、手続き上の問題を明確にする必要があると指摘し、それにより将来の上訴の場合にも同じ方法が用いられると述べた。しかし、EU は、COP/MOP の決定は、クロアチアが上訴を起こした根拠に限定されるべきだと強調した。同代表は、当該コンタクトグループの場合、適正な手続きを根拠にクロアチアの事例を議論できるとし、COP/MOP が根拠となる決定書を覆す決定を行うなら、再度執行部の判断を求めることができると明言した。クロアチアは、そのような制約のある手法こそ、クロアチアが困難な状況に陥った理由であると強調し、この事例を執行部に差し戻すことは、公平かつ正当な結果に結び付かないと強調した。

共同議長の Tarasofsky は、上訴に関するもの、そしてより広範なクロアチアの状況に関係するものという 2 つの COP/MOP 決定書を採択する可能性があるとして指摘した。EU は、クロアチアの上訴を議論するコンタクトグループの「極めて特別なマンデート」を強調したが、カナダは、COP/MOP は包括的な手法をとることができる一方で、基準年の排出量レベルも議論できると述べた。オーストラリアは、上訴は既存の規則に従うべきだが、より広範な問題を議論することも可能だと指摘した。

ザンビアは、この決定書は上訴の扱い方の前例を示すことになることを強調し、今後の進め方に関し、法律面のガイダンスを求めるよう提案した。共同議長の Tarasofsky は、各国の意見には「明確な違い」があると指摘し、共同議長は法律問題に関し事務局と協議すると述べた。非公式協議が続けられる。

**共有ビジョン (AWG-LCA) :** 夕方、長期的協力行動のための共有ビジョンに関する AWG-LCA 非公式協議で、締約国は、交渉を天津の交渉文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に基づくものとするか、それとも議長文書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)に基づくものにするか検討した。意見の違いが残された。

締約国は、3 つの文書案を提出、提案の集約できる箇所、意見が異なる箇所の明確化を開始した。一部の締約国は、文章が法的拘束力のある合意に入るかどうかを知らずにその要素に関する決定を行うのが難しい課題であると強調した。多数の締約国は、排出量削減の長期的な世界目標およびレビューを含めることの重要性を強調した。一部のものは、ピークアウトの年度も検討するよう求めた。多数の締約国が、簡略な文章とする必要があると強調した。一部の締約国は、「歴史責任」および「大気のスペース」への言及に反対し。また締約国は、文章の中に、何を達成するか、どう達成するかをどの程度含めるべきか議論した。

**第 1 章 (数値) (AWG-KP) :** 午後、第 1 章 (数値) に関する AWG-KP の非公式協議で、締約国は、基準年および参照年に関するノンペーパーで、約束を表現するには単独の年度が必要であるが、各締約国は、国内向けに異なる参照年を用いて約束を表現するオプションが認められるとする文書について審議した。

約束期間の長さに関し、締約国は、5 年の約束期間と 8 年の約束期間について議論し、次の点に関するそれぞれの正当な理由を説明した：約束期間の長さ、科学 (の進歩) に対応する必要性の関係；市場にとっての確実性；AWG-LCA との首尾一貫性；国内法との関係。

余剰 AAs の繰越に関し、締約国は、3つのオプションについて検討した：条項を変更することなく残す；繰越を排除する；第2約束期間の不足分については、キャップまたは繰越の国内利用による限定的な繰越しを認める。一部の締約国は、国内および地域の取引システムに関する提案がどう影響するかを質問した。

**条約の下でのキャパシティビルディング(SBI)：**締約国は、この日一日、非公式協議でキャパシティビルディング枠組みの第2回総合レビューについて検討を続けた。SBI 32 から送られてきた COP 決定書の草案をベースに議論した。締約国は、文書のパラグラフごとの検討を行った。非公式協議が議論される。

**第II章 (LULUCF) (AWG-KP)：**LULUCF に関する非公式協議で、締約国は、不可抗力、伐採木材製品、参照レベルに関し議論した。一部の締約国は、LULUCF が約束期間でギャップがおきる原因とならないよう、決定書(の採択)を求めた。締約国は参照レベルに関する新しい提案を聞いた。締約国は、文章案を提出し、金曜日午前中の会議に新しい文書を作成できるようにすることが求められた。

## 廊下にて

木曜日は曇りで風の強い天候であった。まるでこの日一日、ムーンパレスでの多様な交渉グループ会議で、効率よく作業しようと努力する参加者を応援しているようだった。一部の参加者はいつになくカジュアルな服装をしていたが、これはある資金グループでTシャツが配られたためである。Tシャツの中には、「私はCOPの権威の下にいる」とか、「COPの指導の下にいる」などと書かれたものがあった。あるベテランの専門家は、「進展していると思う。資金が最も困難なハードルにならないという点で、多少は楽観的だ」と指摘した。

炭素市場は、この日最も目立った議題であった、COP/MOP、AWG-KP、AWG-LCA、SBSTA の下のいくつかのグループがこれに関係する問題を取り上げていた。「市場は炭素や排出量の削減に価格を設定する重要な道具だが、民間部門は国際的な炭素取引の今後について、懸念を増大させている。コペンハーゲンは、必要とされた明確な答を出せなかったし、今や残された時間はあまりない」と、ある炭素市場専門家は説明した。交渉担当者は、2012年という期限が急速に近づいていることも認識しているようであった。木曜日に議論した議題には、CDMの継続というシグナルをどう発信するか、京都議定書の第1約束期間の後、「空白期間」が出てくる可能性が高まる中、JIでのクレジット発行の可能性が含まれた。CDMの下でのCCSや原子力発電、新しい市場メカニズムの創設、市場手法のメリットと望ましさの問題などで、おなじみのしかもかなり政治化された議論が続けられた。あるオブザーバーは、「市場は解決策ではない」と説明した。

「AWG-LCAがハイレベルセグメントでの決議として、市場メカニズムの問題を提起する計画だと聞いた。これには市場の利用に関する何の決定もしないというオプションが含まれるかどうかだ」と、ある参加者は、この問題の今後の見通しについてコメントした。

他方、カンクンメッセでのサイドイベントの出席人数が少ないのではとの懸念は、多くの場合、緩和されたようだ：「極めて大混雑の会場で話していた」とあるNGOのサイドイベント企画者は熱意を持って話していた。あるベテランのオブザーバーは、非公式な交渉が多数行われているから、オブザーバーには時間がたっぷりあるということで説明がつくと指摘した。

ムーンパレスでは、数人の参加者が、AWG-LCA 議長の Mukahanana-Sangarwe が開催した最初の4日間でのAWG-LCAの進捗状況を総括する会議でこの日を締めくくっていた。出席者は多くの進行役の報告を聞いて



Earth Negotiations Bulletin  
Cancun Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

た。「あまり進展があったようには思えない」とこの会議から出てきたある締約国代表はコメントした。「だが土曜日には新しい文書が発表されるようだ」とも続けた。

家路につくシャトルバスの列に並んでいたオブザーバーには、より全般的なだが重要な心配があった。「今日は、技術的な細かい問題や法律や手続き上の複雑さに焦点が集まった。だが、交渉担当者には、なぜ皆がここにいるのか、その本当の理由を忘れないでほしい。この8日間のうちに将来の低炭素社会に向けて確固とした効果的な決定書パッケージを出す必要がある。」

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.